

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間等の延長及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

申請対象期間等の延長について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、**申請対象期間及び申請期限が延長**となりました。

	申請対象期間	申請期限
中小企業	令和3年10月～12月	令和4年6月30日(木) ※終了
	令和4年1月～6月	令和4年9月30日(金)
	令和4年7月～9月	令和4年12月31日(土)
大企業	令和3年10月～12月	令和4年6月30日(木) ※終了
	令和4年1月～6月	令和4年9月30日(金)
	令和4年7月～9月	令和4年12月31日(土)

【注意点】(中小企業、大企業共通)

- 1日当たり支給上限日額8,265円
(令和3年12月までは9,900円/令和4年8月以降は変更後の基本手当の日額上限額)
- 一部対象地域においては、申請対象期間が令和3年10月～令和4年9月分の場合でも、支給上限日額が11,000円となります。(詳細については裏面をご参照ください。)
- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。(例:6月の休業であれば7月1日から申請可能)
- 郵送申請の場合は申請期限必着、オンライン申請の場合は申請期限内に申請内容を送信する必要があります。
- 既申請分の支給(不支給)決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる場合、支給(不支給)決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

【大企業にお勤めの場合の注意点】

- 対象者については大企業に雇用されるシフト制労働者等(※)であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取っていない方。

(※) 労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例（地域特例）

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円**となります。

【対象となる休業】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

		令和3年10月～12月	令和4年1月～9月
中小企業	原則的な措置	8割 上限額:9,900円	8割 上限額:8,265円(※)
	地域特例	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:11,000円
大企業	原則的な措置	8割 上限額:9,900円	8割 上限額:8,265円(※)
	地域特例	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:11,000円

※令和4年8月以降は、変更後の基本手当の日額上限額

地域特例の対象となる期間及び区域

○対象期間 → 令和3年10月1日～令和4年9月30日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000810971.pdf>



お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

